

Title	建武三年における備前守護に関する一考察：室津軍議と守護・大将併置制
Sub Title	A study on the Shugo : the constables of Bizen Province in the 3rd year of Kenmu (1336)
Author	漆原, 徹(Urushihara, Toru)
Publisher	三田史学会
Publication year	1995
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.65, No.1/2 (1995. 10) ,p.33- 48
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19951000-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

建武二年における備前守護に関する一考察

—室津軍議と守護・大将併置制—

漆原徹

南北朝初期における備前守護に関しては、現在までのところ暦應年間を上限とする松田盛朝の在職徵証が初見史料⁽¹⁾とされているようである。

『室町幕府守護制度の研究下』の備前国の項では、備前守護の在職徵証としては、暦應二年八月廿八日の將軍家執事施行状に名充人が松田備前權守となっていることから、これを南北朝期の同國守護の初見史料としており、他の守護表などでもこれを踏襲するものが多い。また梅松論の室津軍議の記載から、建武三年段階から備前に松田盛朝が大将ないし守護として差遣され以来同國守護人となつたと考えるものもある。⁽³⁾

そこで本稿では、梅松論室津軍議で策定されたと伝える内容と、文書史料から徵証の確認しうる実情とを概観し、備前安養寺所蔵文書の関連史料⁽⁴⁾を紹介し、建武三年

の赤松氏守護在職の事実を指摘し、備前国でも他の山陽道諸国と同じく守護・大将併置であつたことを明らかにする。

全国支配の根幹となつた初期足利幕府の軍事制度の基礎は、室津軍議によつて決定されたといわれている。しかし從来注目されていなかつたが、この軍議決定に先んじて丹波篠村で軍議が開かれている事實を看過すべきではない。既に篠村軍議については紹介したことがあるが、室津軍議の性格を確認するため、この篠村軍議について必要上再説する。足利軍主力が九州落去を急遽決定する直前、すなわち建武三年一月三十日に行われた、丹波篠村軍議策定による京都包囲のため派遣配置された諸将が存在する。篠村軍議では当面の短期的戦略として、京都を包囲奪回するという方針が決定されたと記すものの、

具体的な諸将の氏名やその配置は伝えていない。しかし後に提出された軍忠状等から確認して、この策定実施のために配置されたと思しい諸将と作戦担任地域を推定すると次のようなものである。近江一岩松直国⁽⁶⁾、丹後・但馬一今川頼貞⁽⁷⁾、丹波一仁木頼章⁽⁸⁾、山城・摂津一武田信武⁽⁹⁾、遠江一高師兼・師秋⁽¹⁰⁾、三河一吉良貞経⁽¹¹⁾、紀伊一石堂義慶⁽¹²⁾、当然これ以外にも配置された大将が存在した可能性が高いが、現在徵証が残り確認できるものは以上の事例である。梅松論によると、室津軍議に先立つ建武三年一月三十日の丹波篠村での軍議では、兵庫に主力を移動して態勢を整備し、京都周辺に諸将を包囲配置して奪回のための再攻撃を準備することが策定されている。この軍議の結果、京都を包囲すべく周辺に配置されたのがこれらの諸大将であつたと考えられるが、任務の性格上、彼等は國大將として派遣されたと思しく、かつ領域的には一国ののみを活動範囲として限定されている訳ではなく、広域的に複数国の国人を指揮下に置いて行動していることが伺える。しかしこの事実は、むしろ周辺諸国から個別に参集してくる国人を、その出身国に拘らず状況に応じて指揮下に編成していく事情を反映したものであろう。

これらの諸将の任務は、当初、京都の同時包囲攻撃にあつたのだが、その後、尊氏直率の足利軍主力が瀬川および西宮・打出浜などで敗北した結果、篠村軍議で打ち出された作戦方針を実施し得る見込みがなくなつたばかりでなく、尊氏の九州落去が急遽決定し、その配置部署に残留を余儀なくされたのである。以後の経過を見る限り、尊氏再上洛迄に彼等の中で、有効な作戦行動を実施し得たのはむしろ例外的存在である。従つてこれらの諸将が残留を余儀なくされた事実から逆に推定すると、彼ら等の作戦地域への派遣は正月三十日の篠村軍議直後だつたに相違ない。この中では、今川頼貞の活動が比較的顕著であり、播磨国から丹後・丹波国等を転戦して足利尊氏再上洛の際には、諸国の国人を率いて丹波方面から京都へ侵入することに成功している。また高師兼・吉良貞経等は関東への連絡確保のため、三河・遠江で新田方と交戦して東海地方の足利方拠点の守備に努めている事実も確認される。これ以外の諸将は、その地での発給文書が残存しているなどの存在の事実を示す徵証が確認できるので、指揮下国人が後日提出した軍忠状にも供奉の事実と期間を述べるにとどまり、具体的戦功の記載を欠き、逼塞状態で潜伏していたものと推知される。このような経過は全て、足利尊氏の九州落去が既定の戦略方針など

ではなく、戦況の逼迫によつていかに慌ただしく決定されて行われたかという実情を反映している。これらの諸將は恐らく主力の戦略方針の大転換による一時全面撤退という変更についても事前の連絡をうけることなく置き捨てにされたのであり、その後の成功不成功は、各部将の力量と地域的情勢のいかんによつたと思われる。

さて建武三年正月の末に京都攻防戦に敗退して丹波に一時撤退した足利方が、九州に落去するまでの動向では、次のように大きく三つの段階で方針の変更および決定がなされている。

1、篠村軍議—京都周辺諸将配置、2、足利軍主力兵庫島撤退決定、3、室の津軍議

1は正月晦日の洛中合戦の敗績⁽¹⁴⁾、2は瀬川、西宮合戦の敗績の結果方針変更を余儀なくされたものであるが厳密にいうと、九州落去は兵庫撤収決定の後に定められている。このように兵庫出奔の後間もなく策定された室津軍議は、先の篠村軍議の決定を捨て、あえて派遣諸将を残置した上で、主力が兵庫を撤退するという事態の後に起こなわれている。このような経緯から想像すると、室津軍議の主眼は、京都奪回の大局的見地に立つた遠大な戦略というよりは、九州への官方追撃軍の阻止を急務と

する策定であつて、現在のこの軍議にたいする歴史的評価は、その後の守護・大将制度の制定と京都再占拠の成功などのその後の事実経過からみた結果論に大きく影響されて過大な印象を与えているようである。

また室津軍議は、室町幕府の守護・大将制度の基本的枠組みを決定したものとして評価されているが、別の観点からこの軍議を考えてみるといくつか疑問があることが分かる。まずこの軍議を伝えるのは梅松論であるが、軍議で大将が派遣されたとする諸国以外の国には大将は派遣されなかつたのか、という問題がある。また次に梅松論の記す軍議の決定内容と、実際に残存する文書史料から確定し得る事実との相違、という疑問もあるのでこれららの問題を併せて検討してみたい。

さて梅松論⁽¹⁵⁾の伝える中国地方の瀬戸内海沿岸諸国への大将の派遣は次の通りである。

播磨—赤松、備前—石橋和義・松田一族、備中—今川顯氏・貞国兄弟、安芸—桃井盛義・小早川、周防—新田大嶋義高・守護大内長弘、長門—斯波高経・守護厚東武実

このように梅松論で派遣を伝える国が、播磨・備前・備中・安芸・周防・長門及び四国であり、伯耆・因幡・

出雲・石見・美作・備後の国名がない。

このうち周防・長門は事前の室津軍議の策定では、守護・大将併置が明記されている。安芸では足利一門大将桃井盛義が、国人小早川氏と派遣されている。守護であつた武田信武が足利軍主力の撤収を支援して殿軍として八幡山に残留して奮闘していたことから、いうまでもなく足利方守護としてその地位を保つたままであつたと判断される。つまり梅松論室津軍議の記載を組み併せて推定すると、安芸では守護武田と大将桃井の守護・大将併置であるということになる。次の備後であるが、梅松論室津軍議には実は備後国としては記されず、備中國として鞆尾道に今川三郎四郎兄弟を派遣したと記す。事実備後国尾道の浄土寺には、今川顯氏・貞国連署奉書⁽¹⁶⁾が発給されているので、備中國を併せて所管した可能性はあるかもしれないが直接所在したのは備後尾道であると考えられる。また備後国守護正員としては朝山景連⁽¹⁷⁾が存在しているので、実際は守護朝山と大将今川の守護・大将併置である。

一方派遣の記載のない国においての状況としては、石見では足利一門の大将上野頼兼の建武三年五月十日以来の活発な軍事行動が確認され⁽¹⁸⁾、美作には大将三浦介が軍

勢と共に足利本軍に合流したとする梅松論の記述がみられる。また当時の軍忠状や申状及び拳状などを通覧すると、畿内以西の播磨に接する但馬でも、前述のように部将今川頼貞が播磨から仁木等とともに転戦して京都北西部から洛中に進攻したことが知られる⁽²⁰⁾。また出雲でも鎌倉末期以来塩谷高貞が守護である徴証⁽²¹⁾があるので梅松論にも記されず、且つ文書史料からも当該期の足利方大将の軍事指揮徴証が確認できないのは、因幡・伯耆の二箇国に過ぎない。中国地方九箇国と播磨と但馬さらに四国という広範囲の地域に全て足利方諸将が活動する中で、因幡・伯耆の一箇国のみ大将の発遣が行われていなかつたとは考えにくいが、この時期の足利一門大将は、活動の広域性と指揮下国人の出身国の多様さが確認できるので、この二箇国の国人も、近隣に派遣された大将の統轄下にあつた可能性も高い。

このようなことから室津軍議の性格と梅松論の著者の重視した点、それはその当時の官方、足利方双方共通の軍事的常識でもあつたに相違ない、が明確化してこよう。實際には東海、京都から九州に至る広範囲で足利方派遣諸将の活動徴証が散見されるにも拘らず、梅松論に明記されているのは山陽道諸国と四国であり、中国地方でも

山間中央部及び山陰道諸国には全く言及していない。この事実は、この軍議の目的の最も大事な点が、瀬戸内海沿岸諸国の確保にあり、足利氏の死命を制するという當時共通の認識があつたことを明示している。繰り返し強調するがこの軍議のねらいは、尊氏が落去した九州への征討軍の追撃阻止であり、このため瀬戸内海の制海権の確保が命題となつており、その結果として諸将派遣地域に山陽道各国及び四国が重視されたのは当然の帰結といえよう。

したがつて、室津軍議の最重要課題である瀬戸内海制圧に必要な中国地方の瀬戸内沿岸諸国は、残存文書の微証と梅松論双方から再確認すると西から長門・周防・安芸・備後と全て守護・大将併置が決定された事が明らかである。このように検討してみると、敵側と対峙する前線で、最も重視すべき備前国のみ足利一門大将の石橋和義単独の派遣というのは不自然であると思われる。すなわち当時の状況としては、瀬戸内の管制という前提から、山陽道諸国には全て守護ないし大将が設置されたはずであり、備前国以西では、瀬戸内海に面するすべての国で大将・守護の併置であることからも、備前でも大将以外に守護が存在した可能性もまた極めて高いと判断さ

れるのである。そこで、備前安養寺（岡山県和気町野吉）所蔵の関連文書を紹介して検討し、当該期の備前国守護の在職を明かにする。

備前安養寺にはこの時期の当国守護に関する重要な文書三通と、当該期の文書が他にも数通存在する。以下に写真を掲載し、釈文を掲げる

（写真1）

史料1（岡山県古文書集・26）

安養寺衆徒等申状案

備前国安養寺衆徒等申

欲早被寄附料所於當寺、弥致御祈祷興行寺家子細事、副進

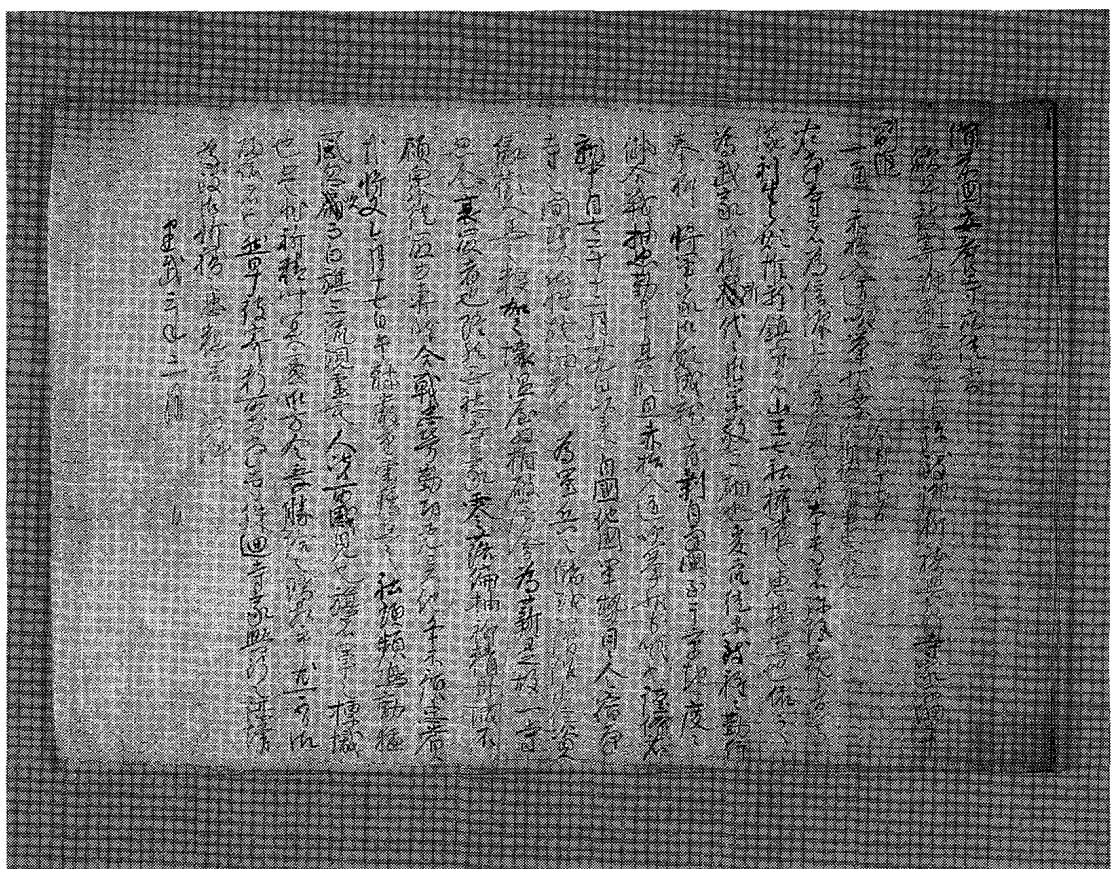
一通 赤松入道吹拳状案

今月十七日
御祈祷並軍忠所見

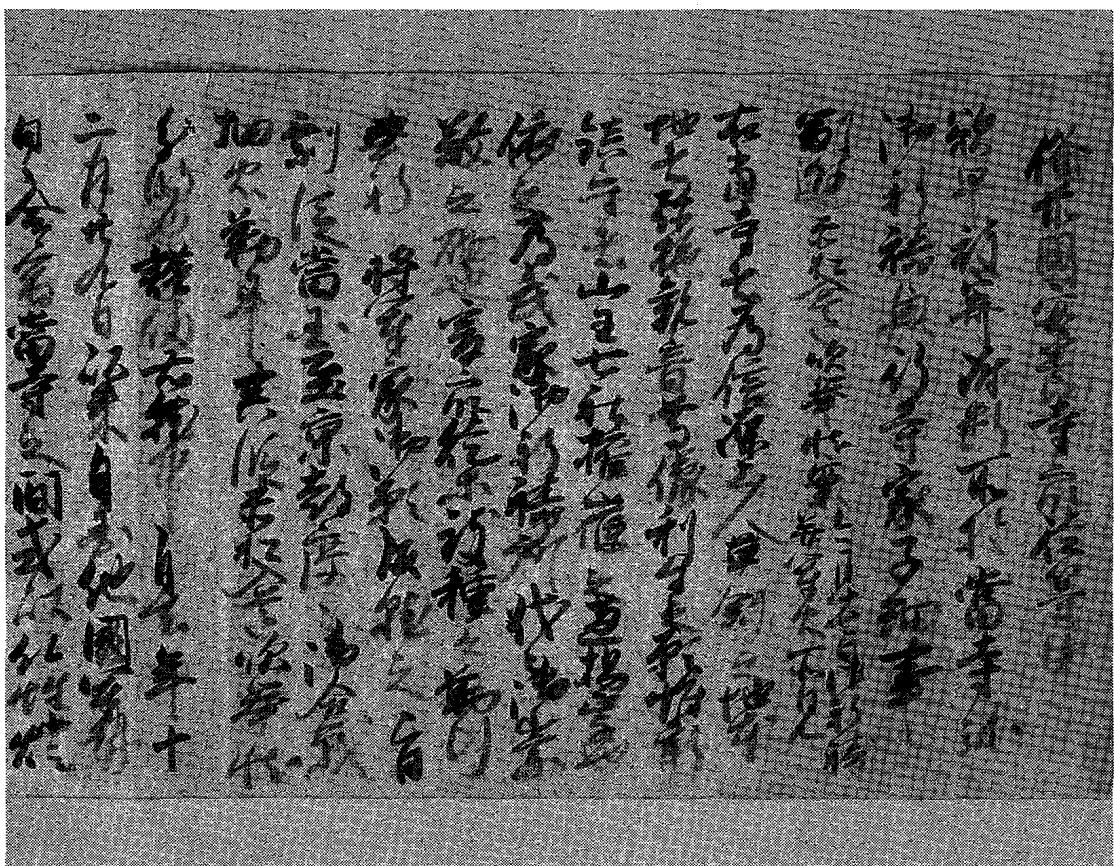
右當寺者為信源上人草創之地、本尊者彌陀觀音尊「像利生之願惟新、鎮守者山王七社擁護之惠揭焉也、依之」為武家御祈所代々御崇敬之砌也、爰衆徒等致種々勤行」、奉祈 將軍家御願成就之旨、剩自當國至于京都度々「御合戰抽忠勤畢、其段且赤松入道吹拳狀分明也、謹備右」、就中自去年十二月廿九日以來、自國他國軍勢日々令宿當寺之間、或以佛性燈油料足為軍兵之儲、或以僧侶止

史 学 第六五卷 第一·二号

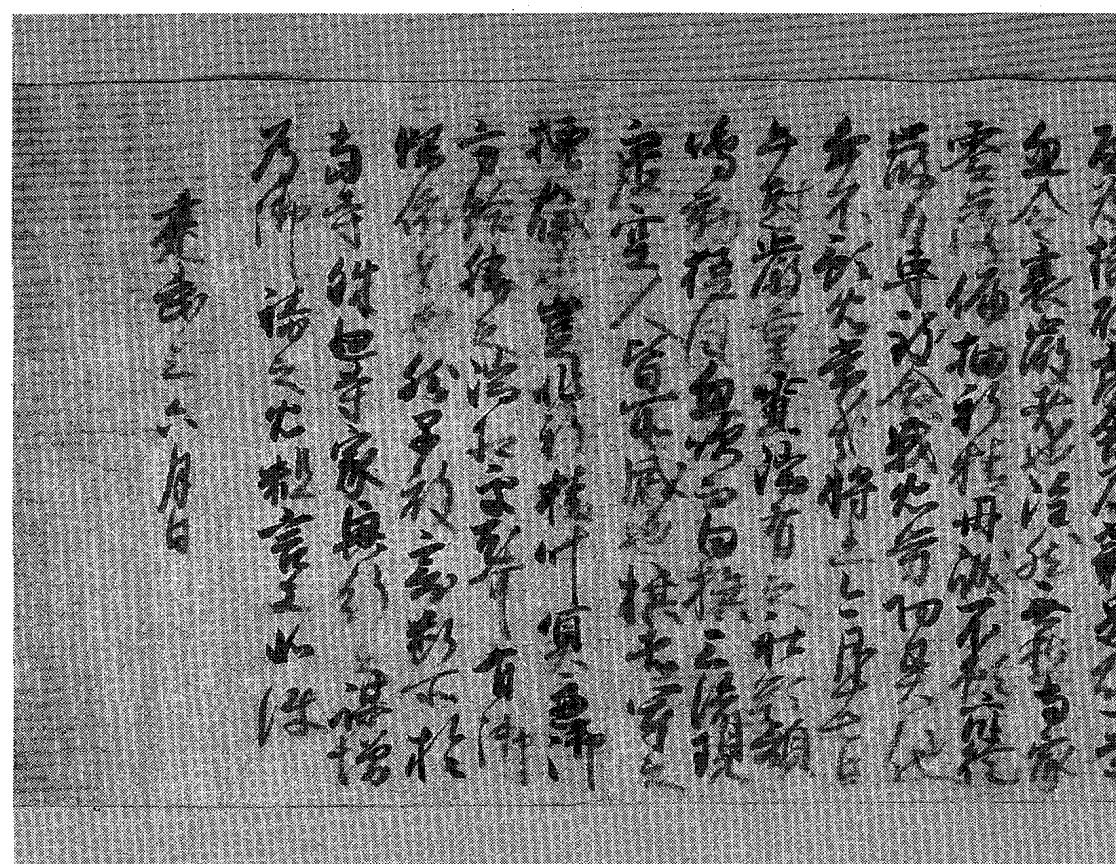
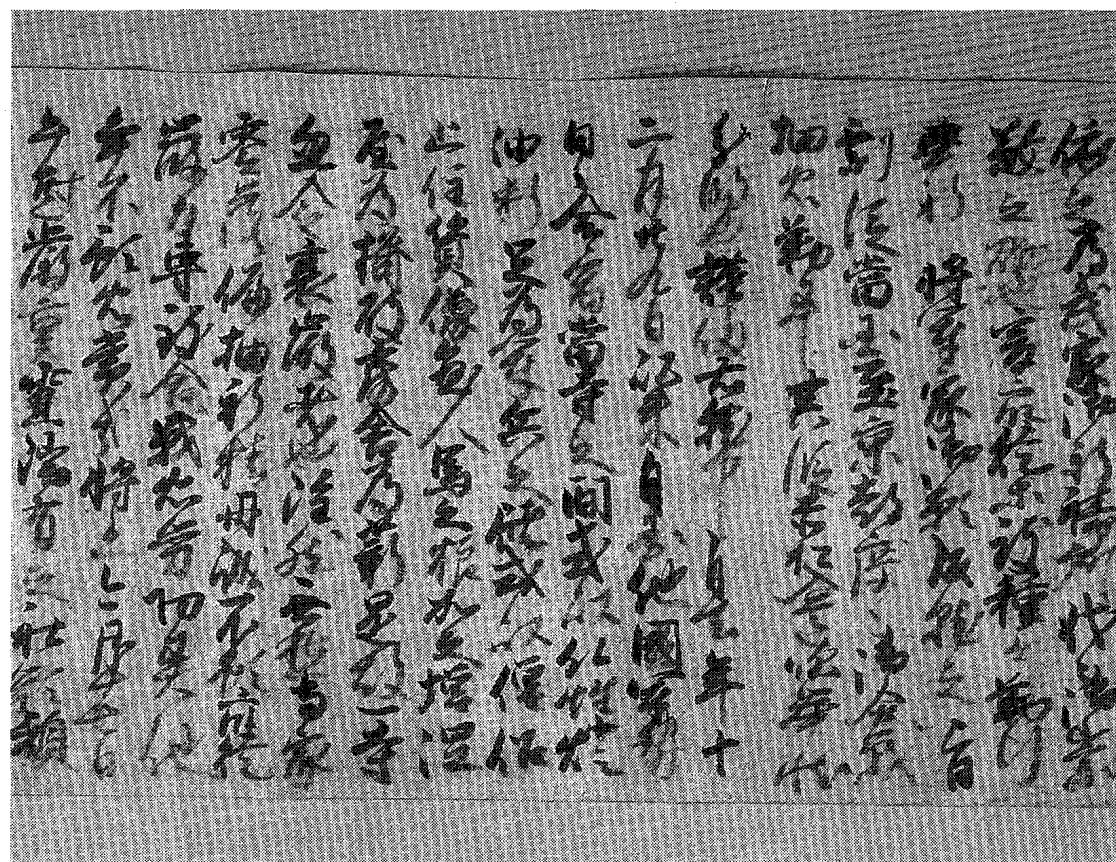
史料1



史料2—①



三八（三八）



住資」縁擬人馬之糧、加之壞溫屋為楯、破房舍為薪、是故「寺」忽令衰微者也、雖然無愁寺家零落、偏抽祈精丹誠、不顧衆徒微力、專致合戰忠、勞勤功忠異他、爭不預忠賞」哉、將又今月十七日午尅嚴重靈瑞在之、社頭頻鳴動、猛風忽吹而白旗三流現虛空、人皆所感見也、旗者軍之標幟」也、是非祈精叶冥慮御方令乘勝給之瑞相乎、尤可有御」歸依者也、然早被寄料所於當寺、殊廻寺家興行之謀、增為致御祈禱之忠、粗言上如件、

建武三年三月 日

(写真2)

史料2 (岡山県古文書集・27)

安養寺衆徒等申状案

(史料1と本文の文言同文で、末尾年号のみ異なる)

建武三六月日

(写真3)

史料3 (岡山県古文書集・34)

安養寺衆徒申状案

安養寺勸請山王權現可有御帰依事

右去年三月比、當國大將軍尾張左近將監殿自兒嶋」可奉

致 將軍家御祈禱之旨被相觸之間、始同十一日」七ヶ日間、一寺衆徒等於山王御宝前致種々之勤行抽」御祈禱之

處、同十七日相當結願日、於社頭白幡三流現」虛空、云徃反之輩云住民等各々感見之、同廿日將監殿御」入三石城之時御逗留于當寺之間、件白幡者山王」三聖定被顯御方可令乘勝給之瑞相歟之由、衆徒等令」言上之處、為當國守護並加治新左衛門尉奉行被召尋」奇瑞感見之輩、殊有御信仰、弥可致懇祈之旨蒙仰畢」、依之三石城鄒無為、將軍家御上洛無事矣、而今依御方」御忠、當庄御管領之上者、尤可有御崇敬者也、(年欠)

(写真4)

史料4 (岡山県古文書集・24)

石橋和義寄進狀
寄進 安養寺

備前国藤野保内国衙分田地貳」町事

右所者、為御祈禱料足所奉寄進」當寺也、然者早可被抽忠勤之狀、依仰」執達如件、

建武三季四月十一日

(石橋和義)

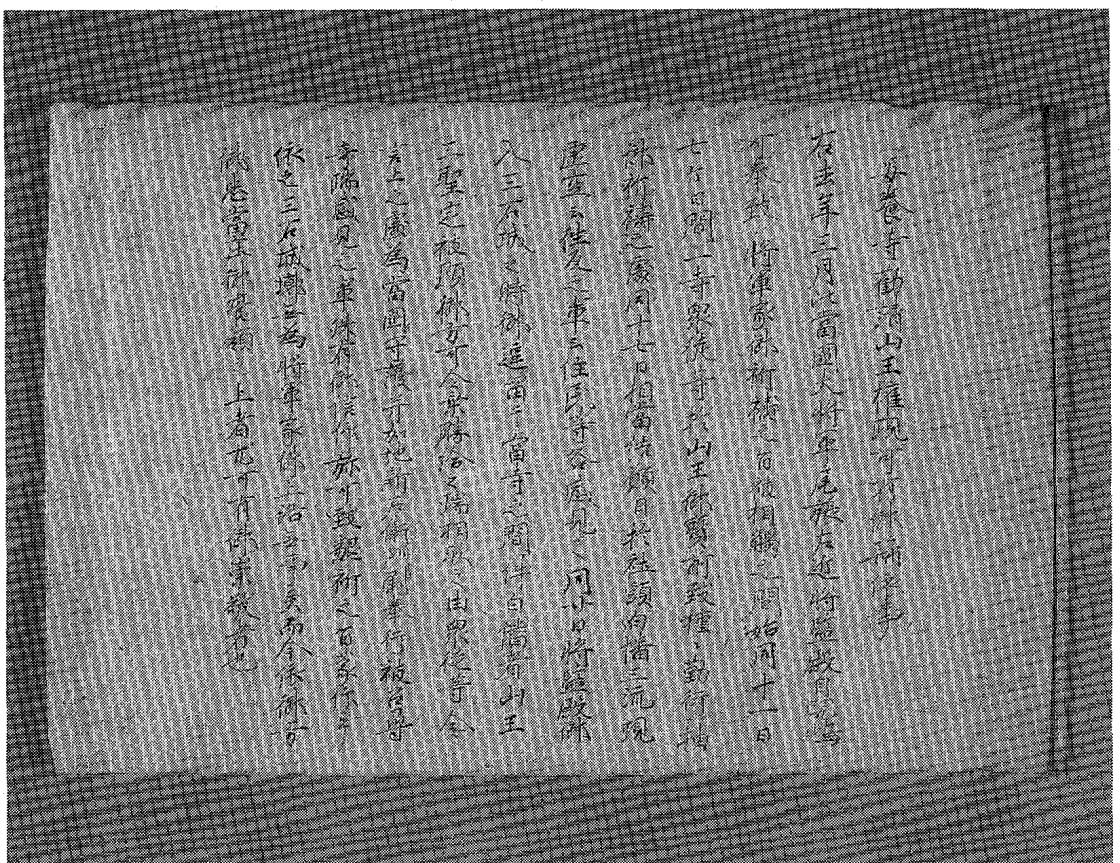
左近將監源朝臣

(花押)

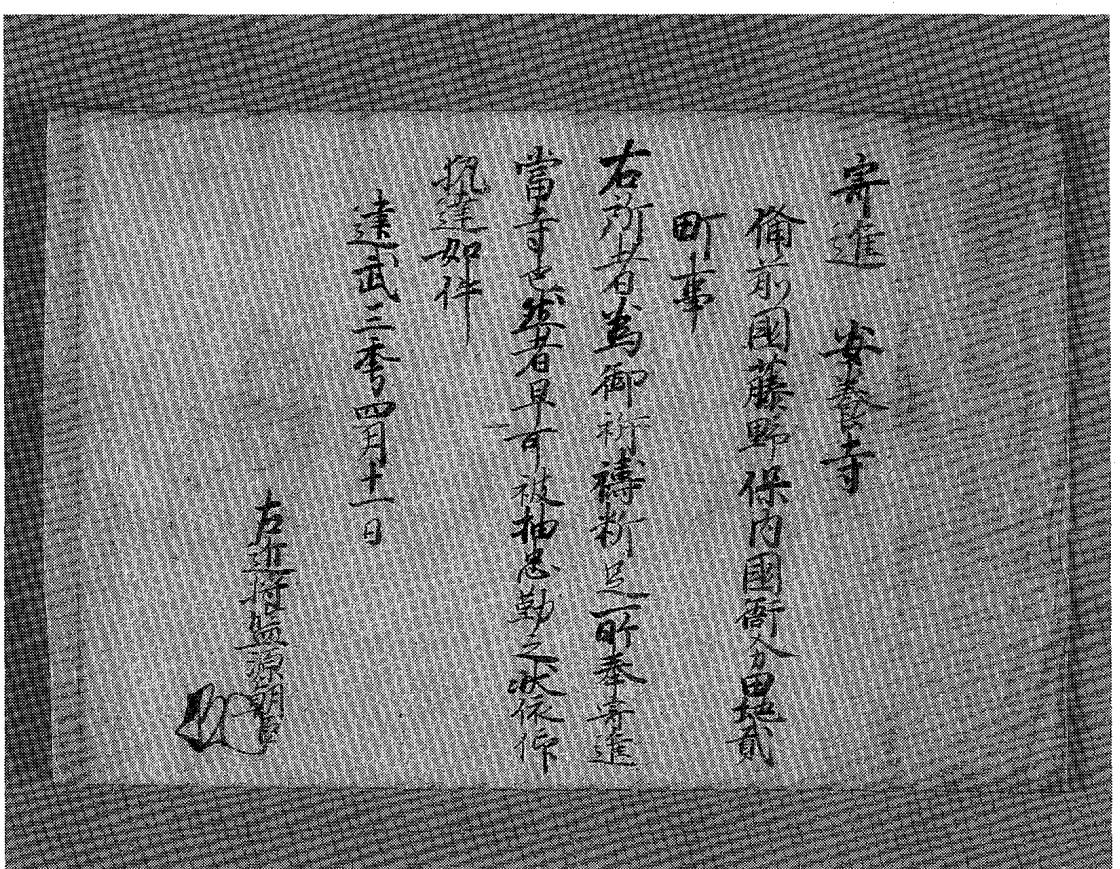
史料5 (岡山県古文書集・21)

安養寺衆徒申状写

史料3



史料4



備前国新田庄内安養寺衆徒等、仍□當国大將□三石地頭伊東大和九郎□催促參御方、致兵糧米沙汰、或致御祈禱之忠勤候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元弘三年七月十日

（花押影）

安養寺衆徒代高勇上

白旗が空中に出現した奇跡について、それが、將軍家にとつての奇瑞であり、祈禱の結果であるとして恩賞を請求する点にある。そして其書として赤松入道の吹拳状が副進されているが、その推舉の内容として、今月十七日御祈禱と軍忠所見が併記されているのである。

史料6（岡山県古文書集・22）

藤原廣榮禁制写

禁制

安養寺領殺生並山林事

四至堺者可任先例

右背制止之旨、致殺生、於伐取林木之輩者、可被行罪科

元弘三年八月二日

藤原廣榮 在判

また申状では去年十二月二十九日以来諸国の軍勢が寺域に駐留して損失を受けた事をのべている。この時期についてでは、例えば安芸国では足利方守護武田信武証判の着到状及び軍忠状の日付から、建武二年十二月二日には国人の集結が開始されており、備前では、これ以前に足利方の軍兵が大挙集結中であったことは十分想像できる。

これらの史料を通覧すると、史料1と2は年号が建武三年の三月と六月で異なる他は、若干の字句の異同があるものの殆ど同文同内容であるといつて差支えない。これらの申状両通の内容で、最も重要な主張は、將軍家の為の祈祷を七日間行つた結願の日である今月十七日に、

また軍兵駐留による寺家側の物質的損失という事態が、当時の戦乱期において一般的な事象であつた事実についても付言すると、尊氏の建武政権離反以前である史料5の元弘三年七月十日の同寺衆徒申状においても確認される。赤松勢追討のため幕府北条方守護加地貞季の命を受けた伊東宣祐⁽²⁵⁾が、安養寺に兵糧米の徵収などを宛課したとされており、この申状では軍勢駐留について明記しないが、直ぐ後の史料6同年八月一日の藤原廣榮禁制写で兵糧米炊事のための、林木伐採を戒めていることから軍勢駐留の拠点として寺院が使用されたことが推知されよう。

さて史料3の年次文書であるが、文頭に「去年三月比」と記し、史料1・2で記述するところの将軍家への祈禱と白旗出現の奇跡について記しているので、本文書の作成年代は建武四年にかかるものと断定し得る。

この申状では、尾張左近将監、即ち石橋和義が児島から備前三石城へと転戦移動した経過が述べられており、室津軍議で決定されたとされる同人の備前発遣の事実が裏付けられる。当該期の足利方の軍事体制の特徴としては、足利一門諸大将に外様守護の軍勢大将に比較して、特に大きな軍事指揮権が付与されており、石橋和義も当然将軍分身としてこの方面の上級大将として行動したも

のと推定される。また史料1・2には赤松人道の吹拳状の存在しか記されていないが、この史料3では石橋和義は「當國大將軍」と表現されている上に、安養寺に將軍家の祈禱命令を伝達したのは児島に在陣中であつた同人であつたことも判明する。さらに、奇跡の見られたという三月十七日直後の、同二十日には石橋和義自身三石城に入り、同時に逗留したと記す。逗留したという表現からは、軍勢を城に入れ大将は寺に居住したというような印象をうけるが、この時期の軍事的緊張がそのようなことを許す状況下にあつたかどうかは不明である。あるいは逗留という文言を用いてはいるが、ただ寺に立ち寄つたことを表現するだけかもしれない。「逗留」の日時は文面からは確定しえないが、三石に二十日に入城した事実を衆徒が承知していたことと、同寺までの距離が至近なことの二点を考慮すれば、石橋和義が安養寺を訪問したのは、同日二十日か、翌日であつた可能性が高い。また梅松論室津軍議で伝えるには、備前の松田氏が三石に派遣されたとするが、石橋和義に同行したと思われる同氏についての言及はない。さて、史料3申状で最も重要なのは、ここで衆徒が数日前に起きた空中に白旗が出現した奇瑞について口頭で報告したところ、石橋和義は、

「當國守護並加治新左衛門尉」の両使を奉行として事実審理を実施したとする点である。本文書では、石橋和義については、冒頭に「當國大將軍尾張左近將監」と記しているので、後半に表記される「當國守護」とは別人であることが明らかである。従つて、奇跡の目撃者に対し奉行人として事情聴取を行つたのが、當國守護と加治

新左衛門尉であったと記されている事実から、建武三年三月二十日時点で、備前国に足利方によつて補任された守護正員が存在したことには疑問の余地はない。

史料4は、石橋和義がこの審理の結果として、安養寺に備前藤野保内国衙分の田地一町を寄進した寄進状であると推定される。本文書にはこの件との関連を記していないから、この寄進が、奇瑞に対する恩賞として与えられたものではないかもしれないが、両文書が時間的に極めて接近していることから無関係とは考えられない。しかし寄進状が当該期の通例と比較するまでもなく極めて迅速に発給されているので、このように奉書型式をとつてはいるが、ひとつには、尊氏がまだ九州在陣中で中継し裁許伝達が困難なこと、次に、時間的経過が短すぎることの二つから、事実としては石橋和義の独自裁量による給付であつたことは間違いない。つまり、室津軍議派

遣の石橋和義が足利一門の上級大将として、行賞権限を行使しうる立場にあつた事が確認できる。ただし、史料2の作成年月日を建武三年六月とするならば、本寄進状受理の後に再度の申状が提出されたということであつて、僅か二町歩の寄進では寺として奇瑞現出の恩賞としては不満と判断したものであろうか。

さてこのように、建武三年三月ころには、備前国には石橋和義が大将として行動中であり、同時に守護も設置されていた事実も明確となつた。そこで史料1・2に記されているように、近辺に同陣していたはずの松田氏ではなく、赤松入道が推挙状を安養寺衆徒に与えている事実に注目したい。いうまでもなくこの申状は恩賞請求を目的としているから、この時期の多くの国人が作成する軍忠状の最終型式、あるいは恩賞沙汰遅延による訴訟としての申状と同じ体裁を採用している。具書として軍忠申告の申状に副進された推挙状の作成主体は、広域的な軍事活動を行う足利一門大将か、各合戦の即時型軍忠状をもとに提出される一括型のそれに証判を施す守護以外ありえないから、安養寺衆徒の「今月十七日御祈祷並軍忠所見」に関して推挙している人物こそ備前国守護正員に他ならない。従つて赤松入道が建武三年当時の備前守

護であった事実が明かとなるのである。

また赤松入道とは一般的に考えれば、赤松円心に比定されようが、この時期に戦われた白旗城攻防戦との時間的関係について付け加えておきたい。建武三年三月といえば白旗城攻防戦の最中であり、同人が籠城中であったかどうか微妙な時期と考えられるので、確認のために建武三年三月の状況を一部重複するがいま一度検討してみよう。この三月二十七日、新田義貞が播磨一宮伊和神社に禁制を下しているが、本文書の正文は同国弘山安樂寺御堂で作成された旨の奥書があり、少なくとも十七日には既に同地域への宮方軍主力の進出が明白である。事実、播磨国斑鳩及び周辺での両軍の交戦が確認されるが、新田方の石見国周布兼宗の軍忠状⁽²⁸⁾によれば、三月十六日に新田軍に着到し、白旗城攻防戦は、同月晦日から開始されたと記している。赤松勢にあつた播磨国人島津忠兼の軍忠状では、同月十六日には平野部にある斑鳩での戦闘に参加し、最初から五月十九日まで籠城したと申告しており、赤松円心が証判を与えていた。この島津忠兼軍忠状では、白旗城での戦闘開始の日付を知ることはできなが、十六日には平野部で交戦しているから、籠城はその後のことであることだけは間違いない。そして五月十

九日以前までは同城での攻防が継続したのであるが、宮方は新田義貞以下主力をもつて攻囲しつつ、一方で部将脇屋義助、大井田氏経、江田行義等をしてさらに西方に進出せしめ、各地に散在する足利方拠点の制圧につとめたので、石橋和義を守将とする三石城も攻囲されるに至った。このように、問題の三月十七日の奇跡の直前の十六日には、赤松円心は、播磨国中部平野で戦闘状態に入っているものの、白旗城攻防の開始は同月晦日であると新田方の周布兼宗が軍忠状でいつていることから、籠城までの間に十日間余りあつて、石橋和義の命を奉じ奉行として加治新左衛門尉とともに、奇瑞の実験に安養寺へ赴く時間的余裕はあつたと推測されよう。

さて以上のように、安養寺所蔵の建武年間の文書を検討した結果、建武三年三月には赤松円心の備前守護在職が確認され、足利一門大将石橋和義とともに同地域確保につとめており、備前国も守護・大将併置であつた事実が判明する。このことは、梅松論の伝える室津軍議の内容とは少しく異なるから、同軍議を評価する上では、見落としてはならない点であると思われる。そして、宮方追討軍の阻止と再上洛の為の体制整備を目的とした室津軍議においては、当該期における山陽道諸国の全てで、

守護・大将の併置制度を策定していた事実が明らかとなつた点で重要であると思われる。

注

- (1) 佐藤進一氏『室町幕府守護制度の研究 下』同国参考照

ここで佐藤進一氏は備前安養寺文書を引用され、「備前には國大将・守護の政策がとられたことは明かである。」としながらも太平記卷十四の記述から守護には松田盛朝を推定され、吹舉状発給者の赤松については言及されていない。

- (2) 大徳寺文書 暦應二年八月二十八日 将軍家執事施行状

- (3) 角川書店刊『日本史辞典』他

- (4) 備前安養寺文書は『岡山県古文書集』第一~四輯に所収されているが、岡山県史史料編の中世編には抜粋だけである。今回安養寺ご住職のご好意により同寺に伝存する中世文書の全てを拝見することができた。

同寺所蔵文書全ての紹介と古文書学的考察は機会を改める予定である。

- (5) 建武三年正月三十日丹波篠村軍議と派遣諸将の問題については、拙稿「成立期室町幕府軍事制度の一考察―室津軍議以前の畿内近国における諸将配置について―」山脇学園短期大学紀要28号を参照していただきたい。本稿では必要部分を紹介再説するにとどめる。

- (6) 小佐治文書 建武三年六月 小佐治基氏軍忠状 岩松直国証判

拙稿前掲論文では小佐治基氏軍忠状証判者を岩松頼宥とし、頼宥は同人であろうと推定したが、頼宥（頼宥）と直国の関係については同人説（千々石実氏）、異人説（寛政重修諸家譜）があつて定かでない。

- (7) 広峰文書 乾 建武三年五月 広峰昌俊軍忠状 今川頼貞証判、広峰文書 乾 建武五年四月三日 今川頼貞請文、三寶院文書 暦應二年五月二十七日 今川頼貞請文等、

- (8) 片山文書 建武三年二月三日 仁木頼章軍勢催促状、西源院本太平記「…丹波国には…仁木頼章ヲ大将トシテ…」

- (9) 毛利文書 永和二年五月 毛利元春自筆事書案 拙稿前掲論文参照

- (10) 熊谷文書 建武四年八月 野本鶴寿丸軍忠状
(11) 古文書集三 越後高田榊原式部太夫家旧蔵 仁木義長軍忠狀

- (12) 熊野速玉神社文書 建武三年二月二十一日 石塔義慶下文二通（熊野山新宮神官宛及び熊野山新宮衆徒宛）

- (13) 熊谷文書 建武三年六月二十五日 朝倉佛阿軍忠状他
(14) 河原（瀬川）真乘院文書 延元元年三月 和田助康軍忠状では豊島忠申告している。足利方として戦闘に参加した史料としては、入江文書 建武三年八月 田原直貞軍忠状では二月十一日に打出山で合戦したとし、萩藩閥閱錄 建武三

年二月 周布兼宗軍忠状では十日に西宮浜手で合戦したとしている。

(15) 梅松論の史料的考察は、小川信先生「『梅松論』諸本の研究」『日本史籍論集下巻』に詳説されているので参照されたい。

(16) 備後淨土寺文書 建武三年三月四日付けで、太田弥五郎と相原淡路守宛てに備後淨土寺に対し因島地頭職の下地打ち渡しを命じた連署奉書二通が残されているが、南北朝遺文では発給者を細川顯氏と畠山貞国に比定している。(南北朝遺文中国・四国編271・272号) そしてこの両使宛ての施行に応えて、同三月六日に太田貞冬、同七日には相原泰綱の請文が各々「御奉行所」宛てに提出されている。日付の関係から施行状発給者の二名は太田、相原両名の所在地に至近の場所で「御奉行所」を設置して活動中であつたことが推知しうるので、連署奉書発給者二名の所在地は尾道が相応しいであろう。しかし本文書の一方署判者である「源顯氏」の花押は、細川顯氏のものと全く相違しているのみならず、同人は同年二月十五日讃岐・阿波両国、五月十五日伊予国、五月十五日阿波国等四国国人に細川和氏との連署奉書の発給が認められ、四国で継続して活動中である事が確認される。従つて今川顯氏の花押を他の文書で確認できないが、梅松論の記述にあるように淨土寺文書の「源顯氏」は、今川氏の顯氏に比定されるであろう。

従つて顯氏・貞国は、梅松論にいう今川三郎・四郎兩人と推定され、尊卑分派にも常氏(経國同人)の子とし

建武三年における備前守護に関する一考察

て兩人を記載する。

(17) 当該期の備後国守護正員は朝山景連であるが、軍事指揮権が制限されていた。

拙稿「南北朝初期の守護権限の一考察」『古文書研究』
27

(18) 上野頼兼の活動徴証としては、建武三年三月八日の筑後国荒木氏宛の足利尊氏軍勢催促状に、上野頼兼に従つて行動すべき旨が記され、同国黒木城合戦の軍忠状には同人が証判を与えていた。日付の下限は四月五日の龍造寺氏の軍忠状に対する証判である。(龍造寺文書・建武三年四月五日・龍造寺實善軍忠状)

次いで五月十八日には石見国人永富氏の石見国内での軍忠状に証判を行つており、同月十日以来戦闘指揮を執っていた事が判明するので、(武久文書・建武三年五月十八日・永富季有軍忠状)上野頼兼の石見移駐はこの間である。中国地方に転戦した後の上野頼兼は、周防大内氏・長門厚東氏などの外様守護をその指揮下におく上級大将として活動した。拙稿前掲論文参照。

(19) 田辺久子氏『室町幕府守護職家辞典・下』三浦家の項によると、当該期には三浦高継が美作守護とするが、根拠となる紀伊三浦文書 建武三年四月二十七日 足利尊氏軍勢催促状は検討の要ある文書とされているので、文書史料で同人の美作国での軍事指揮権保有の確実な徴証となるものは管見に入らない。同人が実際に派遣された可能性としては首肯し得るが、後考に俟ちたい。

(20) 注7・8参照 前掲 広峰文書及び片山文書

(21) 佐草文書 建武三年四月六日 塩谷高貞遵行状

(22) 前掲 広峰文書

(23) 黄薇古簡集卷六 建武三年四月二十一日 漆原兼有軍

忠状

本文書は『大日本史料六編の三』・『阿波国徵古雑抄』・『南北朝遺文中国・四国編』に各々所収されているが、文書名が浅原兼有軍忠状となっていた。しかし、染谷文書建武三年二月十五日の細川和氏・顕氏連署奉書をみると漆原三郎五郎に阿波国勝浦を勲功地を宛行つて（これは後に三浦和田氏と相論となり、中条家文書に足利直義の裁許状が残されている）おり、また永仁四年十二月十八日関東下知状（鎌倉遺文一九二二五）によれば、阿波国富吉莊が同氏の散在所領であつた事実が確認されるので、本文書の三郎五郎兼有は漆原氏である事実が明らかとなる。恐らく「浅」と「漆」の草体が酷似していることから誤りで、黄薇古簡集から刊本に収録され、以後それを踏襲したための誤謬である。また花押影ながら影写本でみる限り善通寺文書 細川頼春寄進状（『香川県史八』所収）の花押と一致したので、証判者は同人と認められるので、細川頼春の同時期における阿波、讃岐両国の国人を指揮下にした淡路、播磨への軍事活動が確認される。

(24) 小早川家證文 建武二年十一月一日 逸見有朝着到状

(25) 『岡山県史中世編』

(26) 拙稿「南北朝初期における幕府軍事制度の基礎的考察」

(27) 伊和神社文書 延元元年三月二十七日 新田義貞禁制

(28) 後記 萩藩閥閱錄 延元元年四月二十三日 御神本兼宗軍忠
状

安養寺文書拝観にあたつては、和氣町安養寺のご住職内藤廣章氏をはじめ、岡山県教育委員会の仙田実氏、三宅克広氏にも大変お世話になりました。記して深謝致します。